

木材輸出の現状や課題等について

平成24年2月17日

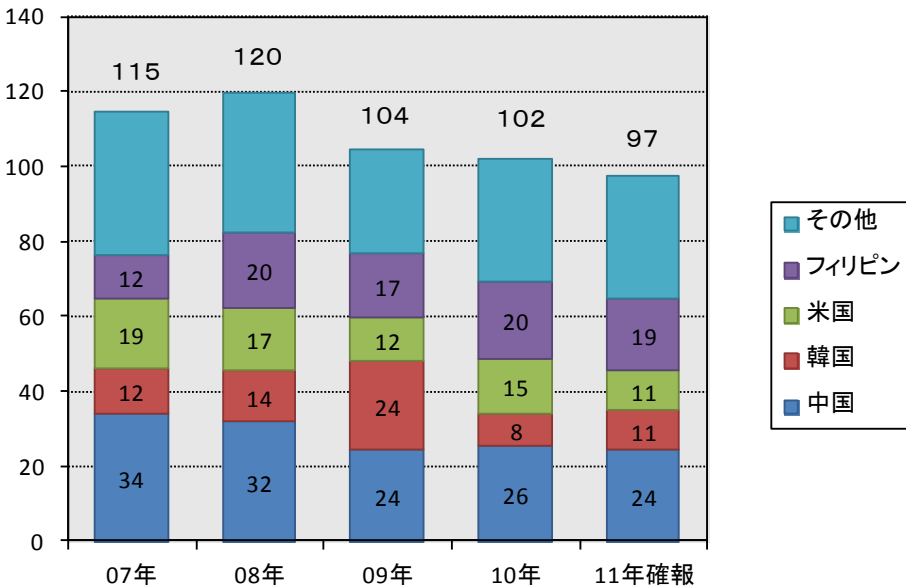
林野庁

国産材輸出の現状

- ・我が国の木材輸出額は、2011年(確報)で97億円(対前年比4%減)。
- ・輸出先国別では、中国、韓国、米国、フィリピンで約7割を占めており、品目別では、製材(約26億円：対前年6%減)が約3割を占めている。

■ 木材輸出額の推移

(億円)



資料:貿易統計

■ 主な品目の輸出額

(億円)

品目	2010年	2011年	対前年比
木材輸出額計	102 (100%)	97 (100%)	-4%
製材	27 (27%)	26 (26%)	-6%
丸太	9 (9%)	14 (14%)	57%
建築木工品・木製建具	9 (9%)	7 (7%)	-25%
合板	6 (6%)	6 (6%)	0%
単板	7 (7%)	5 (6%)	-19%
寄せ木	8 (8%)	5 (6%)	-33%
繊維板	5 (5%)	5 (5%)	-3%

資料:貿易統計

中国、韓国への輸出の現状

・2011年の中国向け木材輸出額は、24億円で前年より2億円の減少(対前年6%減)。品目別では、製材、建築木工品・木製建具で約5割を占めている。

・一方、韓国向け木材輸出額は、11億円で前年より3億円の増加(対前年26%増)。品目別では、丸太、製材で約6割を占めている。

中国への主な輸出品目

(億円)

品目	2010年	2011年	対前年比
木材輸出額計	26 (100%)	24 (100%)	-6%
製材	7 (26%)	7 (30%)	8%
建築木工品・木製建具	5 (21%)	4 (15%)	-32%
繊維板	4 (14%)	3 (13%)	-13%
丸太	2 (6%)	2 (10%)	51%
合板等	2 (6%)	2 (10%)	53%
パーティクルボード	3 (14%)	2 (8%)	-45%
木製工具	1 (2%)	1 (4%)	70%

韓国への主な輸出品目

(億円)

品目	2010年	2011年	対前年比
木材輸出額計	8 (100%)	11 (100%)	26%
丸太	2 (24%)	4 (38%)	97%
製材	2 (20%)	2 (20%)	26%
加工材	1 (8%)	1 (10%)	62%
建築木工品・木製建具	1 (12%)	1 (7%)	-23%
単板	1 (6%)	0 (4%)	-6%
合板等	0 (3%)	0 (4%)	59%
チップ	0 (1%)	0 (3%)	358%

資料: 貿易統計

(参考) 主な輸出港(丸太、製材)

■ 2011年国別税関別輸出货量(上位5カ国、5税関)

丸太 (単位: m ³)			
国	税関	所在地	計
台湾			61,816
	鹿児島税関支署志布志出張所	鹿児島県	23,461
	細島税関支署	宮崎県	14,738
	大分税関支署	大分県	6,991
	函館税関(本関)	北海道	5,504
	八代税関支署	熊本県	4,135
韓国			21,107
	鹿児島税関支署志布志出張所	鹿児島県	6,751
	大分税関支署	大分県	2,890
	巖原税関支署	長崎県	2,156
	細島税関支署	宮崎県	1,967
	境税関支署	鳥取県	1,891
中国			15,323
	八代税関支署	熊本県	4,369
	名古屋税関(本関)	愛知県	3,858
	伊万里税関支署	佐賀県	2,510
	青森税関支署	青森県	2,281
	金沢税関支署七尾出張所	石川県	793
ベトナム			1,677
	東京税関(本関)	東京都	762
	八代税関支署熊本出張所	熊本県	708
	浜田税関支署	島根県	184
	小松島税関支署	徳島県	23
マレーシア			344
	苫小牧税関支署	北海道	294
	清水税関支署	静岡県	50

製材 (単位: m ³)			
国	税関	所在地	計
フィリピン			33,758
	博多税関支署	福岡県	9,503
	四日市税関支署	三重県	7,654
	東京税関(本関)	東京都	6,993
	清水税関支署	静岡県	6,844
	門司税関(本関)	福岡県	2,726
中国			17,704
	秋田船川税関支署	秋田県	2,843
	博多税関支署	福岡県	2,484
	鹿児島税関支署志布志出張所	鹿児島県	1,598
	金沢税関支署	石川県	1,547
	伊万里税関支署	佐賀県	1,516
韓国			2,712
	細島税関支署油津出張所	宮崎県	887
	高知税関支署	高知県	513
	鹿児島税関支署志布志出張所	鹿児島県	267
	門司税関(本関)	福岡県	191
	大分税関支署	大分県	188
インドネシア			1,745
	名古屋税関(本関)	愛知県	896
	八戸税関支署	青森県	308
	千葉税関支署	千葉県	179
	大阪税関(本関)	大阪府	112
	小名浜税関支署	福島県	72
台湾			1,587
	東京税関(本関)	東京都	1,280
	松山税関支署	愛媛県	47
	苫小牧税関支署	北海道	42
	沖縄地区税関(本関)	沖縄県	41
	秋田船川税関支署	秋田県	29

資料: 貿易統計

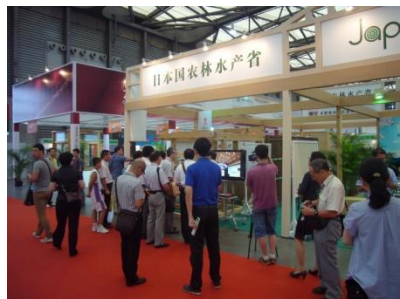
中国、韓国への輸出促進に向けた取組と課題

- ・スギ、ヒノキ等の国産材を利用した付加価値の高い製品の輸出拡大に向け、見本市への出展等現地でのPR活動を強化、現地のニーズに対応した新たな製品開発の取組が必要。
- ・中国の木構造設計基準(所管:住宅・城郷建設部)に日本のスギ、ヒノキを住宅構造用部材として規定すべく、木構造設計基準の改定に係る委員会へ日本の有識者が参加。

【輸出先国での積極的なPR】

○ 見本市での日本パビリオンの設置

キョンヒャンハウジングフェア2011(23年2月ソウル)。
第3回国際木造エコ住宅博覧会(23年8月上海)。
国内延べ29事業者が出展。



【ニーズを踏まえた製品開発】

- 需要が大きい中国向けマンション内装材としての内壁用スギパネルの開発等を実施。



○ 日本産木材説明会の実施

23年8月に上海で実施。
林野庁長官が「日本の森林・林業と木材利用」と題し基調講演。



【付加価値の高い製品の輸出】

- 中国向けに日本の木造住宅の販売促進を図るため、モデルハウス2棟を建設。
(河北省霸州市)



中国木構造設計規範の改定への働きかけ(現状)

- ・12月8～10日、四川省峨眉山市で開催された「木構造設計規範改定委員会」第3回会議に、一般社団法人日本木材輸出振興協会(趙業務課長)と専門家(神谷文夫、加藤英雄の2名)が出席。
- ・日本産スギ・ヒノキ・カラマツの強度等級区分及び軸組工法の盛り込みに関する案を提出し、教護の結果、改定案に盛り込むことを合意。

【改定案に盛り込む内容】

- ① 日本産スギ、ヒノキ、カラマツにそれぞれ強度等級区分TC11B、TC13A、TC13Aを付与し、中国「木構造設計規範」の「針葉樹木材適用強度等級」に明記するとともに、同規範の関係附録にこの3樹種の名称、主要な特徴、加工性等を書き入れること
- ② 同規範における日本産木材の構造用製材の寸法、機械等級区分を盛り込むこと
- ③ 軸組構法に関する一般規定、部材の設計、接合部の設計、耐震設計についての案を早期に提出し、同規範の第5章「木構造部材の設計」、第6章「木構造接合部の設計」、第7章「角材原木構造」に書き加えるか、付録として盛り込むか、同規範の現行体系との整合性を考えた上、前向きに検討すること
- ④ 中国国内の木造建築における日本産スギ、ヒノキ、カラマツの構造用製材の的確な利用を図るために、双方は、同規範改定終了後に作成する「木構造設計手引」(第4版)の編集への当協会の参加に合意すること

【今後のスケジュール】

平成24年9月までに	第4回改定委員会開催(改定案成案)
11月頃	改定申請案審査会開催予定
12月30日まで	審査案を政府に対して提出
許可後	木構造設計基準の告示、施行



カナダの対中国木材輸出の取組

- ・カナダ連邦政府は、ツーバイフォー工法の技術移転やカナダ産木材の販売促進などを内容とする「木材輸出プログラム」を策定(2002年5月)。
- ・同プログラムの実行組織として、主要な木材団体からなる「カナダウッド」を結成。上海本部事務所と北京事務所を開設。諸活動の結果、2006年のカナダ産原木・製材品の対中国輸出額は2001年の2.5倍に拡大。
- ・活動資金は、会員企業の拠出のほか、カナダ連邦政府(5年間で約29億円)、BC州(5年間で約10億円)、ケベック州から財政支援。

【宣伝普及活動】

- セミナーの開催や展示会への出展
 - ・北京、上海、大連など
- 事業関係者の招聘
 - ・不動産関係団体、開発業者、報道関係
- テレビドラマ撮影への協力
 - ・常設展示場を撮影現場として提供

【人材・体制の構築】

- 人材の育成
 - ・技術講習会の実施
- 協力ネットワークの構築
 - ・政府レベルの覚書



【技術支援活動】

- カナダ産木材や2×4工法採択への働きかけ
 - ・木構造設計規範の改定委員会への参加
 - ・中国住宅部品認定制度構築への協力
- 常設展示場「夢加園」の設置
 - ・カナダウッド技術サポートセンターを併設
 - ・各地の展示施設にもモデルハウスを建設
- 共同研究の実施
 - ・中国林業科学研究院(木造住宅の性能)、精華大学(鉄構造・コンクリート構造との比較)
- 住宅開発プロジェクトにおける2×4住宅建設への技術支援
 - ・設計、施工の技術指導やカナダ側企業と現地企業との仲介

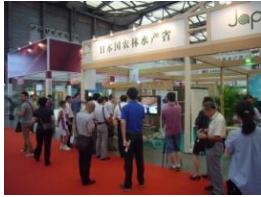


我が国の対中国木材輸出の促進策

これまでの取組

【輸出先国での積極的なPR】

- 見本市でのジャパンパビリオン設置
(上海、義烏で各1回)
- 日本産木材説明会の実施
(上海の1回)



【規格・規制への働きかけ】

- 中国木構造設計規範の改定に参画



【現地ニーズを踏まえた製品開発】

- 中国向けマンション内装材としての
内壁用スギパネルの開発
(H22～24の3年間で約1億円)

カナダの取組との比較(課題)

・年に数回の見本市での単発的、表面的なPR活動のため、日本産木材の認知度が低い

・個々の事業者の取組支援が中心で、協力体制ができていない

・技術面での普及・取組が不足している

今後必要な取組

○PR活動の抜本的充実

○輸出先国との共同による日本産木材の試験、日本産木材製品の利用実証

○技術講習会の実施、人材の育成

○協力ネットワークの構築、情報収集、情報発信

○中国の木材・木造建築に関する規格・制度への参画・協力

○常設展示場の設置や各地でのモデルハウス建設

○住宅開発プロジェクトにおける技術指導

等

平成24年度輸出関連予算の概要

林野庁予算

【地域材供給倍増事業】（0.7億円）

○海外での日本産木材の認知度向上に向けた試験・実証支援

①日本産木材の基本性能試験・評価

②日本産木材製品の利用実証

・構造材、内装材の試作・試験

・試作品の製作・評価 等

③日本産木材の宣伝普及

・マニュアル作成

・技術研修会の開催

・展示会への出展

・業界関係者の招聘 等

ジェットロによる支援

○事業者向け事業

・商談機会の提供

・個別事業者支援

・セミナー

・業界団体支援

○調査の実施 等

食料産業局輸出促進グループ予算

【輸出拡大サポート事業】（9.1億円の内数）

○輸出に取り組む事業者への支援

・輸出担当者育成

・海外市場開拓調査

・産地PR・国内商談会

・海外試験輸送

・輸出環境整備

・海外販売促進活動

・輸出プロモーターの活用 等

○全国団体等が行う取組への支援

・ジャパン・ブランドの確立に向けたマーケティング活動、PRの実施等

・セミナーの開催

・海外における販売拠点の設置

【輸出拡大リード事業】（3.2億円の内数）

○ジャパンパビリオンの設置

○マッチング対策（商談会の開催） 等

地域材供給倍増事業（拡充）

【平成24年度概算決定額：1,018,205(856,018)千円】

事業のポイント

「木材自給率50%以上」を目指し、木材産業の活性化、公共建築物等への地域材の利用促進や木質バイオマスの利用拡大の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」においては、「森林・林業基本計画」に基づく森林・林業の再生のための取組が求められています。
- ・「森林・林業基本計画」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進等により、公共建築物のみならず、住宅等幅広い分野への地域材の一層の利用促進や、木質バイオマスの利用拡大につなげていくことが必要です。

政策目標

- 木材産業等の活性化を図る地域における木材利用量：
平成23年度から平成27年度までの5年間で9.5万m³増加
- 公共建築物の木造率（床面積）を平成27年度までに現在の8%から24%に向上

<内容>

1. 水平連携等を通じた木材産業の活性化

集成材工場向けのラミナ挽き等の水平連携構想の作成、工務店と連携した部材の共通化、品質・性能の確かな部材の供給体制の構築、木製ガードレールなど土木資材の普及等の取組に対し支援します。

2. 公共建築物等への地域材の利用促進

公共建築物等への地域材の利用を促進するため、次の支援を行います。

- ① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援や整備資金の借入に対する利子助成
- ② 木造設計を担う建築士が地域材製品の選択に用いる設計ツールの提供、健康・省エネ対策への支援等
- ③ 地域材を利用したモデル製品の開発・普及支援
- ④ 木材のトレーサビリティ制度（合法性、伐採地等の表示）や環境貢献度の表示、海外での実証等、地域材の差別化・信頼性向上の取組への支援

3. 木質バイオマスの利用拡大

木質バイオマス利活用施設の整備等に係る資金の借入に対する利子助成や、未利用間伐材等の木質バイオマスの効率的利用を図るための技術支援を行います。

<補助率>

定額、1/2

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成23年度～27年度（5年間）

[担当課：林野庁木材利用課、木材産業課]

輸出拡大リード事業

【318(423)百万円】

対策のポイント

日本産品の魅力を日本食文化と融合して発信する大規模イベントの実施や、国別マーケティングの強化、国際見本市への出展、国内商談会等を効果的に組み合わせ輸出に取り組む農林漁業者等を支援します。

<背景／課題>

- ・東京電力福島第一原発事故の影響で、40ヶ国を超える国・地域で日本産農林水産物等に対して輸入規制が強化されるなど、日本産品の「安全・安心」というイメージの悪化や急激な円高は、日本産品の輸出環境を急激に悪化させ、輸出に取り組む農林漁業者や事業者にとっては厳しい状況となっています。
- ・このような状況を踏まえ、食と農林漁業の再生推進本部で決定されたとおり、我が国の農林水産物・食品への信認を回復し、輸出の落ち込みを挽回し、再び拡大させていくことは、今後の農政にとって重要な課題です。そのため、「農林水産物・食品輸出戦略検討会」を開催し、11月25日に輸出戦略の立て直しに向けた提言を取りまとめたところであり、提言の方向に沿って、以下の取組を行います。
- ・日本産農林水産物等の魅力や安全性を日本食文化とともに効果的に発信する大規模イベントの実施や、「ジャパンプランド」再構築のための国別マーケティングの強化、輸出に意欲的な産地・農林漁業者等に対する、セミナーや国内外の有力バイヤーとの商談機会の提供等によりきめ細かく支援します。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする。

<主な内容>

1. 海外における日本の食文化祭典の実施

100百万円

日本の農林水産物・食品が持つ美味しさ等の魅力を日本食文化と併せて発信し、消費者に直接日本産品の良さを伝え、信頼回復と需要の喚起を図るための大規模なイベントを実施します。

2. 国別マーケティングの強化

65百万円

主要な輸出先国・地域及び今後輸出が伸びると思われる国・地域において、重点品目やターゲットとする需用者についての市場調査等マーケティングを強化します。その成果を必要に応じ輸出促進事業にフィードバックし、事業の効果的な実施を図ります。

3. 国内セミナーや諸外国の食品輸入関係者の招へい **45百万円**

国内において、これから輸出に取り組もうとする農林漁業者等向け輸出セミナーを開催するとともに、国内外の有力なバイヤーとの商談会を開催し、海外販路の拡大への支援を通じて輸出の裾野を広げます。

4. ジャパン・パビリオンの設置 **108百万円**

海外における日本産農林水産物・食品の商流の構築と効果的な普及を図るため、国際見本市へジャパン・パビリオンを出展し、海外での輸出国日本のプレゼンスを高めつつ、出展者の海外での販路拡大を支援し、輸出の拡大を図ります。

〔 委託費
委託先：民間企業等 〕

〔 お問い合わせ先：
食料産業局輸出促進グループ （03-3501-4079（直）） 〕

輸出拡大サポート事業

【912(806)百万円】

対策のポイント

日本製品の信頼を回復し、輸出の落ち込みを挽回し、再び拡大させるため、農林漁業者等の輸出の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定されたとおり、我が国の農林水産物・食品への信頼を回復し、輸出の落ち込みを挽回し、再び拡大させていくことは、今後の農政にとって重要な課題です。そのため、「農林水産物・食品輸出戦略検討会」を開催し、11月25日に輸出戦略の立て直しに向けた提言を取りまとめたところであり、提言の方向に沿って、以下の取組を行います。
- ・HACCP等の国際基準の導入支援を図り、また、輸出先国における活動については、産地毎の散発的・短期的な取組に終わっている事例や継続的・集中的な取組がなし得ていない事例が散見される現状から、「ジャパンプランド」の構築を図りつつ、産地横断的な輸出促進活動を展開し、併せて品目別等の輸出組織の育成を図ります。
- ・海外の日本食レストランにおいても、これまで築き上げてきた日本食市場の失地回復が喫緊の課題となっており、情報発信力の強い外食事業者を通じた日本食文化と日本食材の普及活動の強化で信頼回復を図ります。
- ・ジャパンプランドの再構築に資する観点から、我が国の農林水産物や食文化等を海外を含めて幅広く発信する国民的祭典を開催することで、輸出拡大につなげ、我が国農林水産業・食品産業の発展・強化を図ります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする。

<主な内容>

1. 食品の品質管理体制強化のサポート

- (1) 輸出志向のある農林漁業者、食品製造事業者等に対して、日本産食品の輸出先となる海外事業者が、取引条件として求める品質管理水準等に関する情報を提供します。
- (2) 品質管理体制強化へ向け意識の向上した事業者に対して、国際的に通用するHACCP導入やマネジメント体制強化を行うための人材育成の取組を推進します。

2. 輸出に取り組む事業者向けのサポート

農林漁業者等が海外市場調査や国内産地へのバイヤー招へいなどの活動を行い、地域・地方の輸出産品の輸出拡大を行う取組を引き続き支援することに加え、新たに、品目別等に主な国内産地を取りまとめる団体等が、各産地との調整、連携を図り、ジャパンプランドとして行う次の取組を重点的に支援します。

- (1) ジャパンプランド確立や輸出量の産地間調整等
- (2) 海外市場における継続的なマーケティング活動
- (3) ジャパンプランドのPRの実施

3. 販売拠点構築のサポート

日本産農林水産物・食品の商流が未発達な国・地域において、その美味しさ・品質の高さ等を現地消費者に対して継続的にアピールし、販路拡大を図るため、販売拠点の構築をサポートします。

4. マッチングの場（商談会）のサポート

- (1) 日本産農林水産物・食品の海外向け商流拡大のため、輸出志向のある農林漁業者等と現地需要者（輸入業者、卸売業者、小売業者等）とのマッチングの場（商談会）を海外において開催し、現地市場への販売促進を支援する事業者の取組をサポートします。
- (2) 輸出に意欲のある国内の生産者、食品事業者等に、海外の外食事業者団体が主催する商談会（業者間取引の場）等に出展させることにより、具体的なビジネスにつなげる取組をサポートします。

5. 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立対策

海外への輸出を図る農産物の品種保護を図る次の取組をサポートします。

- (1) 農産物の品種をDNAレベルで識別する技術（DNA品種識別技術）の開発。
- (2) 開発したDNA品種識別技術について、税関、（独）種苗管理センター等で広く利用可能とするための開発技術の妥当性の確認。

6. 海外外食事業者を通じたジャパンプランドの構築・発信支援対策

情報発信力の強い海外外食事業者を通じたジャパンプランドの構築と日本食材の輸出拡大の次の取組を支援します。

- (1) 日本料理の情報発信
- (2) 日本食文化と日本食材の普及
- (3) 日本料理店の海外進出支援

7. 「食と農林漁業の祭典（仮称）」開催への支援

海外を含めた消費者、生産者、外国政府等の幅広い参加を得つつ、我が国農林水産物や日本の食文化等を発信する「食と農林漁業の祭典（仮称）」の国内開催に向けた次の取組を支援します。

- (1) 祭典開催上の課題や方向性について、海外現地調査を含め調査・検証する取組を支援
- (2) 祭典の開催・運営に当たっての具体的な実施内容の詳細を検討・設計する活動を支援
- (3) 国際シンポジウム等のイベント開催に要する会場費等の実施経費を支援

<補助率>

- ・ 1、2及び5 : 1/2、定額
- ・ 上記以外 : 定額

<事業実施主体>

民間団体等

担当課

・ 1	: 食料産業局企画課食品企業行動室	電話03-3502-5743
・ 2、3、4の(1)	: 食料産業局輸出促進グループ	電話03-3501-4079
・ 5	: 食料産業局新事業創出課	電話03-6738-6444
・ 4の(2)、6	: 食料産業局食品小売サービス課外食産業室	電話03-6744-0481
・ 7	: 食料産業局食品製造卸売課	電話03-3502-8237